

徳島県告示第五百五十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県税トータルシステムにおける新システムへの移行データ抽出業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和元年十月二十一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社徳島支店
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額
七千三百二十四千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第
二号